

シックハウス対策関係告示案

シックハウス対策に関する告示案は、以下のとおりです。

【クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料を定める件】

【第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

【第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

【第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

【ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件】

【ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室又はその他の居室の構造を定める件】

【クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第一号の規定に基づき、クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料を次のように定める。

クロルピリホスを発散するおそれがない建築材料は、クロルピリホスを添加した建築材料のうち、建築物の部分として使用した状態でその添加から五年以上経過しているものとする。

【第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第二号の規定に基づき、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。

第一種ホルムアルデヒド発散建築材料は、次に掲げる建築材料（建築物の部分として使用した状態で五年以上経過しているものを除く。）とする。

- 一 合板（合板の日本農林規格（平成〇〇年農林水産省告示第〇〇〇〇号）に規定する合板のうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇〇（※ 現行のF_{C0}より放散量が少ない性能区分）、F〇〇〇（※ 現行のF_{C0}に相当する性能区分）又はF〇〇（※ 現行のF_{C1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの及び表示の基準に基づき「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」の表示がされたものを除く。）
- 二 フローリング（フローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第千七百七十三号）に規定するフローリングのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇〇（※ 現行のF_{C0}より放散量が少ない性能区分）、F〇〇〇（※ 現行のF_{C0}に相当する性能区分）又はF〇〇（※ 現行のF_{C1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの及び表示の基準に基づき「接着剤等不使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」の表示がされたものを除く。）
- 三 構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する構造用パネルのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇〇（※ 現行のF_{C0}より放散量が少ない性能区分）、F〇〇〇（※ 現行のF_{C0}に相当する性能区分）又はF〇〇（※ 現行のF_{C1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの及び表示の基準に基づき「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」の表示がされたものを除く。）
- 四 ミディアムデンシティファイバーボード（日本工業規格（以下「J I S」という。）A五九〇五（繊維板）に規定するミディアムデンシティファイバーボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- 五 パーティクルボード（J I S A五九〇八（パーティクルボード）に規定するパーティクルボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）

又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

六 木材のひき板、単板、小片その他これらに類するものをユリア樹脂接着剤、メラミン樹脂接着剤、メラミン・ユリア共縮合樹脂接着剤、フェノール樹脂接着剤又はレゾルシノール樹脂接着剤により面的に接着し、板状に成型した建築材料（合板、フローリング、構造用パネル、ミディアムデンシティファイバーボード及びパーティクルボードを除く。）

七 壁紙（J I S A六九二一（壁紙）に規定する壁紙のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）

八 次に掲げる塗料（工事現場で施工する場合に限る。）

イ アルミニウムペイント（J I S K五四九二（アルミニウムペイント）に規定するアルミニウムペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ロ 油性調合ペイント（J I S K五五一一（油性調合ペイント）に規定する油性調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ハ 合成樹脂調合ペイント（J I S K五五一六（合成樹脂調合ペイント）に規定する合成樹脂調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ニ フタル酸樹脂ワニス（J I S K五五六二（フタル酸樹脂ワニス）に規定するフタル酸樹脂ワニスのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ホ フタル酸樹脂エナメル（J I S K五五七二（フタル酸樹脂エナメル）に規定するフタル酸樹脂エナメルのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ヘ 油性系下地塗料（J I S K五五九一（油性系下地塗料）に規定する油性系

下地塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ト 一般用さび止めペイント（J I S K五六二一（一般用さび止めペイント）に規定する一般用さび止めペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

チ 多彩模様塗料（J I S K五六六七（多彩模様塗料）に規定する多彩模様塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

リ 家庭用屋内木床塗料（J I S K五九六一（家庭用屋内木床塗料）に規定する家庭用屋内木床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ヌ 家庭用木部金属部塗料（J I S K五九六二（家庭用木部金属部塗料）に規定する家庭用木部金属部塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ル 建物用床塗料（J I S K〇〇〇〇（建物用床塗料）（※ J I S制定予定）に規定する建物用床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

九 次に掲げる接着剤（工事現場で施工する場合に限る。）

イ 酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤（J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三七（木れんが用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

- ロ ゴム系溶剤形接着剤（J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定するゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- ハ ビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤（J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- ニ 再生ゴム系溶剤形接着剤（J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定する再生ゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- 十 次に掲げる接着剤（第一号から第五号まで、第十二号イ、ハ及びニ並びに第十三号イ及びハのかっこ書に掲げる建築材料に含まれるものを除く。）
 - イ 壁紙施工用でん粉系接着剤（J I S A六九二二（壁紙施工用でん粉系接着剤）に規定する壁紙施工用でん粉系接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ロ 建具用でん粉系接着剤で、ホルムアルデヒド水溶液を用いたもの
 - ハ ユリア樹脂接着剤
 - ニ メラミン樹脂接着剤
 - ホ メラミン・ユリア共縮合樹脂接着剤
 - ヘ フェノール樹脂接着剤
 - ト レゾルシノール樹脂接着剤
- 十一 次に掲げる仕上塗材
 - イ 内装合成樹脂エマルジョン系薄付け仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定する内装合成樹脂エマルジョン系薄付け仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）

- ロ 内装合成樹脂エマルション系厚付け仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定する内装合成樹脂エマルション系厚付け仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ハ 軽量骨材仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定する塗用軽量骨材仕上塗材及び吹付用軽量骨材仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ニ 合成樹脂エマルション系複層仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定する合成樹脂エマルション系複層仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ホ 防水形合成樹脂エマルション系複層仕上塗材（J I S A六九〇九（建築用仕上塗材）に規定する防水形合成樹脂エマルション系複層仕上塗材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）の基準に該当するものを除く。）
- 十二 グラスウールを用いた建築材料で、次に掲げるもの
- イ グラスウール保温板、グラスウール波形保温板、グラスウール保温帯及びグラスウール保温筒（J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ロ 浮き床用グラスウール緩衝材（イかつこ書に掲げる建築材料に含まれるものを除く。）
 - ハ グラスウール断熱材（J I S A九五二一（住宅用人造鉱物繊維断熱材）に規定するグラスウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）又はF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
 - ニ 吹込み用グラスウール断熱材（J I S A九五二三（吹込み用繊維質断熱材）に規定する吹込み用のグラスウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）又はF〇〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）
- 十三 ロックウールを用いた建築材料で、次に掲げるもの
- イ ロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウール保温帯及びロックウール保温筒（J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するロッ

クウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）、F〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）又はF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

ロ 浮き床用ロックウール緩衝材（イに掲げる建築材料に含まれるものを除く。）

ハ ロックウール断熱材（J I S A九五二一（住宅用人造鉱物繊維断熱材）に規定するロックウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇〇（※ 現行のE₀より放出量が少ない区分）又はF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するものを除く。）

十四 ユリア樹脂断熱材及びユリア樹脂板

十五 メラミン樹脂断熱材

十六 メラミン・ユリア共縮合樹脂断熱材

十七 フェノール樹脂断熱材

【第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第三号の規定に基づき、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。

第二種ホルムアルデヒド発散建築材料は、次に掲げる建築材料（建築物の部分として使用した状態で五年以上経過しているものを除く。）とする。

- 一 合板の日本農林規格（平成〇〇年農林水産省告示第〇〇〇〇号）に規定する合板のうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇（※ 現行のF_{C1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 二 フローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第千七十三号）に規定するフローリングのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇（※ 現行のF_{C1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 三 構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する構造用パネルのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇（※ 現行のF_{C1}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 四 J I S A五九〇五（繊維板）に規定するミディアムデンシティファイバーボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- 五 J I S A五九〇八（パーティクルボード）に規定するパーティクルボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- 六 次に掲げる塗料（工事現場で施工する場合に限る。）
 - イ J I S K五四九二（アルミニウムペイント）に規定するアルミニウムペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ロ J I S K五五一一（油性調合ペイント）に規定する油性調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ハ J I S K五五一六（合成樹脂調合ペイント）に規定する合成樹脂調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ニ J I S K五五六二（フタル酸樹脂ワニス）に規定するフタル酸樹脂ワニスのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ホ J I S K五五七二（フタル酸樹脂エナメル）に規定するフタル酸樹脂エナ

- メルのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- へ J I S K五五九一（油性系下地塗料）に規定する油性系下地塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- ト J I S K五六二一（一般用さび止めペイント）に規定する一般用さび止めペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- チ J I S K五六六七（多彩模様塗料）に規定する多彩模様塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- リ J I S K五九六一（家庭用屋内木床塗料）に規定する家庭用屋内木床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- ヌ J I S K五九六二（家庭用木部金属部塗料）に規定する家庭用木部金属部塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- ル J I S K〇〇〇〇（建物用床塗料）（※ J I S 制定予定）に規定する建物用床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- 七 次に掲げる接着剤（工事現場で施工する場合に限る。）
- イ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三七（木れんが用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- ロ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定するゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- ハ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

- ニ J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定する再生ゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- 八 J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの
- 九 J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇（※ 現行のE₁に相当する区分）の基準に該当するもの

【第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第三号の規定に基づき、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を次のように定める。

第三種ホルムアルデヒド発散建築材料は、次に掲げる建築材料（建築物の部分として使用した状態で五年以上経過しているものを除く。）とする。

- 一 合板の日本農林規格（平成〇〇年農林水産省告示第〇〇〇〇号）に規定する合板のうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 二 フローリングの日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第千七十三号）に規定するフローリングのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 三 構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定する構造用パネルのうち、ホルムアルデヒド放散量の性能区分がF〇〇〇（※ 現行のF_{c0}に相当する性能区分）の基準に該当するもの
- 四 J I S A五九〇五（繊維板）に規定するミディアムデンシティファイバーボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- 五 J I S A五九〇八（パーティクルボード）に規定するパーティクルボードのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- 六 次に掲げる塗料（工事現場で施工する場合に限る。）
 - イ J I S K五四九二（アルミニウムペイント）に規定するアルミニウムペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ロ J I S K五五一一（油性調合ペイント）に規定する油性調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ハ J I S K五五一六（合成樹脂調合ペイント）に規定する合成樹脂調合ペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ニ J I S K五五六二（フタル酸樹脂ワニス）に規定するフタル酸樹脂ワニスのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ホ J I S K五五七二（フタル酸樹脂エナメル）に規定するフタル酸樹脂エナ

- メルのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- へ J I S K五五九一（油性系下地塗料）に規定する油性系下地塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ト J I S K五六二一（一般用さび止めペイント）に規定する一般用さび止めペイントのうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- チ J I S K五六六七（多彩模様塗料）に規定する多彩模様塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- リ J I S K五九六一（家庭用屋内木床塗料）に規定する家庭用屋内木床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ヌ J I S K五九六二（家庭用木部金属部塗料）に規定する家庭用木部金属部塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ル J I S K〇〇〇〇（建物用床塗料）（※ J I S制定予定）に規定する建物用床塗料のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- 七 次に掲げる接着剤（工事現場で施工する場合に限る。）
- イ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三七（木れんが用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定する酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ロ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）、J I S A五五三八（壁・天井ボード用接着剤）、J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定するゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- ハ J I S A五五三六（床仕上げ材用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S制定予定）に規定するビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの

- ニ J I S A五五四七（発泡プラスチック保温板用接着剤）又はJ I S A〇〇〇〇（造作用接着剤）（※ J I S 制定予定）に規定する再生ゴム系溶剤形接着剤のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- 八 グラスウールを用いた建築材料で、次に掲げるもの
 - イ J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ロ J I S A九五二一（住宅用人造鉱物繊維断熱材）に規定するグラスウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ハ J I S A九五二三（吹込み用繊維質断熱材）に規定する吹込み用のグラスウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
- 九 ロックウールを用いた建築材料で、次に掲げるもの
 - イ J I S A九五〇四（人造鉱物繊維保温材）に規定するロックウール保温材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの
 - ロ J I S A九五二一（住宅用人造鉱物繊維断熱材）に規定するロックウールの断熱材のうち、ホルムアルデヒド放出量による区分がF〇〇〇（※ 現行のE₀に相当する区分）の基準に該当するもの

【ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な機械換気設備及び中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の六第一項第一号イ(3)及びロ(3)並びに同号ハの規定に基づき、ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法を次のように定める。

第一 機械換気設備の構造方法

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十条の六第一項第一号イ(3)又はロ(3)に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる機械換気設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 給気機又は排気機の構造は、換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）を考慮して計算により確かめられた必要な給気能力又は排気能力を有するものであること。ただし、次のイ又はロに適合する機械換気設備の給気機又は排気機にあつては、この限りでない。

イ 機械換気設備を設ける居室の規模若しくは構造又は換気経路その他の機械換気設備の構造により、衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保できることが明らかなものであること。

ロ 平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号の評価方法基準の第五の6-2・⑤から⑧までの規定により換気回数を算出した機械換気設備で、当該換気回数に居室の床面積（単位 平方メートル）及び居室の天井の高さ（単位 メートル）を乗じた数値が令第二十条の六第一項第一号イ・の式によって計算した必要有効換気量以上であるものであること。

二 給気口、排気口、給気機又は排気機の構造は、居室（常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気確保される廊下その他の建築物の部分を含む。以下同じ。）の通常の使用時に、開放又は作動した状態の保持に支障が生じないものであること。

三 居室の天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する部分（間仕切壁以外の部分で平成十一年建設省告示第九百九十八号3・ロに規定する連続した気密層又はこれと同等以上の気密性を有する部分により居室と区画された構造のもの及び間仕切り壁で当該間仕切り壁の天井又は床に接する部分を合板又はこれと同等以上の気密性を有する材料で覆ったものを除く。以下この号において「天井裏等」という。）の下地、断熱材その他これらに類する面材の部分に令第二十条の五第一項第二号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、同項第三号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同条第二項の規定により認定

を受けた建築材料を使用するものに設ける換気設備にあつては、次のイからハまでのいずれかに適合するものであること。

イ 給気機及び排気機を設ける場合にあつては、給気機及び排気機の構造は、居室の内部の空気圧が天井裏等（天井裏等のうち令第二十条の五第一項第三号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、同項第四号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び同条第二項の規定により認定を受けた建築材料以外の建築材料のみを使用する部分を除く。ハにおいて同じ。）の空気圧を下回らないものであること。

ロ 給気機及び排気口を設けるものであること。

ハ 給気口及び排気機を設ける場合にあつては、排気機の構造は、当該排気機による居室の換気に加え、当該排気機又は別の排気機により天井裏等の換気を行うものであること。

第二 中央管理方式の空気調和設備の構造方法

令第二十条の六第一項第一号ハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる中央管理方式の空気調和設備の構造方法は次の各号に適合するものとする。

一 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。）が、次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。ただし、有効換気量が令第二十条の六第一項第一号イ・の式によって計算した必要有効換気量以上である中央管理方式の空気調和設備で、令第二十条の五第一項第三号の規定に適合する居室に設けるものにあつては、この限りでない。

$$V_r = 10 (E + 0.02nA)$$

この式において、 V_r 、 E 、 n 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）

E 当該居室の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根）並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げに用いる建築材料からのホルムアルデヒドの発散量（単位 一時間につきミリグラム）

n 令第二十条の五第一項第三号の表備考一の号に規定する住宅等の居室にあつては三、その他の居室にあつては一

A 居室の床面積（単位 平方メートル）

二 第一の第一号から第三号までに適合するものであること。

【ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室又はその他の居室の構造を定める件】

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十条の五第一項第三号の表の規定に基づき、換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設けた場合に相当する換気が確保される居室の構造方法及び換気回数が〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設けた場合に相当する換気が確保される居室の構造方法を、同令第二十条の六第二項の規定に基づき、同条第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室及びその他の居室の構造方法をそれぞれ次のように定める。

第一 換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設ける場合に相当する換気が確保された住宅等の居室及びその他の居室

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十条の五第一項第三号の表に規定する換気回数が〇・七以上の機械換気設備を設けた場合と同等以上の換気が確保され、かつ、令第二十条の六第二項に規定する同条第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室及びその他の居室の構造方法は、次の各号に適合するものであること。

- 一 天井の高さが二・七メートル以上であること。
- 二 次のイからハマまでに適合する機械換気設備を設けるものであること。
 - イ 令第二十条の六第一項第一号イ・又はロ・及び第二号並びに第二百二十九条の二の六第二項に適合するものであること。
 - ロ 有効換気量（立方メートル毎時で表した量とする。以下同じ。）又は有効換気換算量（令第二十条の六第一項第一号ロ・に規定する有効換気換算量をいい、立方メートル毎時で表した量とする。以下同じ。）が次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。

$$V_r = n A h$$

この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量（単位 一時間につき立方メートル）
 n 天井の高さが三・三メートル未満の居室にあつては〇・六、天井の高さが三・三メートル以上四・一メートル未満の居室にあつては〇・

五、天井の高さが四・一メートル以上五・四メートル未満の居室にあつては〇・四、天井の高さが五・四メートル以上八・一メートル未満の居室にあつては〇・三、天井の高さが八・一メートル以上十六・一メートル未満の居室にあつては〇・二、天井の高さが十六・一メートル以上の居室にあつては一・六一を天井の高さ（単位　メートル）で除した数値

A 居室の床面積（単位　平方メートル）

h 居室の天井の高さ（単位　メートル）

ハ 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量又は有効換気換算量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

第二 換気回数〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設ける場合に相当する換気が確保された居室

令第二十条の五第一項第三号の表に規定する換気回数が〇・五以上〇・七未満の機械換気設備を設けた場合と同等以上の換気が確保され、かつ、令第二十条の六第二項に規定する同条第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室及びその他の居室の構造方法は、次の各号のいずれかに適合するものであること。

一 次のイ及びロに適合するものであること。

イ 天井の高さが二・九メートル以上であること。

ロ 次の・から・までに適合する機械換気設備を設けるものであること。

・ 令第二十条の六第一項第一号イ・又はロ・及び第二号並びに第二百二十九条の二の六第二項に適合するものであること。

・ 機械換気設備の有効換気量又は有効換気換算量が次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。

$$V_r = n A h$$

この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V_r 必要有効換気量（単位　一時間につき立方メートル）

n 天井の高さが三・九メートル未満の居室にあつては〇・四、天井の高さが三・九メートル以上五・八メートル未満の居室にあつては〇・三、天井の高さが五・八メートル以上十一・五メートル未満の居室にあつては〇・二、天井の高さが十一・五メートル以

$$\left[\begin{array}{l} \text{上の居室にあつては一・一五を天井の高さ（単位　メートル）で} \\ \text{除した数値} \\ A \quad \text{居室の床面積（単位　平方メートル）} \\ h \quad \text{居室の天井の高さ（単位　メートル）} \end{array} \right]$$

- ・ 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量又は有効換気換算量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。

二 常時外気に開放された開口部の換気上有効な面積及び屋外と居室内との間で相互に通気が確保できる隙間の換気上有効な面積の合計が、床面積一平方メートルあたり十五平方センチメートル以上であること。

三 住宅の居室、ホテル、旅館又は下宿の宿泊室その他これらに類する居室以外の居室で、当該居室の使用時に外気に開放される開口部の換気上有効な面積及び屋外と居室内との間で相互に通気が確保できる隙間の換気上有効な面積の合計が、床面積一平方メートルあたり十五平方センチメートル以上であること。

四 真壁造（壁に合板その他これに類する建築材料を用いないものに限る。）の建築物の居室で、外壁の開口部に設ける建具に木で造られた枠（屋外と居室内との間で相互に通気が確保できる隙間を有するものに限る。）を用いたものであること。

第三 その他のホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室

第一及び第二に規定する居室以外の居室で、令第二十条の六第二項に規定する同条第一項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室以外の居室と同等以上にホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる住宅等の居室以外の居室の構造方法は、次の各号に適合するものであること。

一 天井の高さが三・五メートル以上であること。

二 次のイからハマまでに適合する機械換気設備を設けるものであること。

イ 令第二十条の六第一項第一号イ・又はロ・及び第二号並びに第二百二十九条の二の六第二項に適合するものであること。

ロ 有効換気量又は有効換気換算量が次の式によって計算した必要有効換気量以上であること。

$$V_r = n A h$$

この式において、 V_r 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- Vr 必要有効換気量 (単位 一時間につき立方メートル)
- n 天井の高さが七・〇メートル未満の居室にあつては〇・二、天井の高さが七・〇メートル以上の居室にあつては〇・七を天井の高さ (単位 メートル) で除した数値
- A 居室の床面積 (単位 平方メートル)
- h 居室の天井の高さ (単位 メートル)

ハ 一の機械換気設備が二以上の居室に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量又は有効換気換算量が、当該二以上の居室のそれぞれの必要有効換気量の合計以上であること。